

社会教育機関の規則に係る協議について（回答）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第3項の規定に基づき、岐阜県知事から、社会教育に関する教育機関の管理運営の基本的事項に関する規則の制定について協議があり、教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和元年12月19日に別紙のとおり専決したので、報告し、その承認を求める。

記

制定予定規則

- ・岐阜県美術館管理規則
- ・岐阜県現代陶芸美術館管理規則
- ・岐阜県図書館管理規則
- ・岐阜県博物館管理規則
- ・岐阜県高山陣屋管理規則

令和元年12月24日提出

岐阜県教育委員会

教育長

安福正寿

< 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 >

(学校等の管理)

第三十三条

(略)

三 第二十三条第一項の条例の定めるところにより同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の長は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則を定めるものとする。この場合において、当該規則で定めようとする事項については、当該地方公共団体の長は、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

(略)

< 教育長に対する権限の委任等に関する規則 >

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(略)

十 教育事務に関する予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を申し出ること。

(略)

第四条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事務を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

教管第117号
令和元年12月19日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県教育委員会
教育長 安福 正寿



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第3項の規定に基づ
く協議について(回答)

令和元年12月19日付け文伝第767号で協議のありました下記規則の制
定については、異議ありません。

記

制定予定規則

- ・ 岐阜県美術館管理規則
- ・ 岐阜県現代陶芸美術館管理規則
- ・ 岐阜県図書館管理規則
- ・ 岐阜県博物館管理規則
- ・ 岐阜県高山陣屋管理規則

文伝第767号
令和元年12月19日

岐阜県教育委員会教育長 様

岐阜県知事 古田 肇

社会教育機関の規則に係る協議について

下記のとおり、社会教育に関する教育機関の管理運営の基本的事項について規則を定めますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第3項の規定により協議します。

記

- 1 定めようとする規則
 - (1) 岐阜県美術館管理規則（別添1）
 - (2) 岐阜県現代陶芸美術館管理規則（別添2）
 - (3) 岐阜県図書館管理規則（別添3）
 - (4) 岐阜県博物館管理規則（別添4）
 - (5) 岐阜県高山陣屋管理規則（別添5）

- 2 施行日（予定）

令和2年1月1日

岐阜県美術館管理規則をここに公布する。

令和 年 月 日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第 号

岐阜県美術館管理規則

(総則)

第一条 この規則は、岐阜県美術館条例（昭和五十七年岐阜県条例第十三号。以下「条例」という。）第十三条の規定に基づき、岐阜県美術館（以下「美術館」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第二条 美術館の休館日は、次のとおりとする。

- 一 月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日（以下この号において「休日」という。）である場合には、当該月曜日後の最初の休日でない日）
 - 二 十二月二十八日から翌年一月四日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、その旨を美術館の掲示場に掲示しなければならない。

(開館時間)

第三条 美術館の開館時間は、午前十時から午後六時までとする。ただし、常設展示室又は特別展示室へ入室することができるのは、午前十時から午後五時三十分までの間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、開館時間を変更し、又は入室を制限することができる。

(展示室等の使用の許可の申請等)

第四条 条例第四条第一項の許可を受けようとする者は、あらかじめ、展示室等利用申込書（別記第一号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の許可をしたときは展示室等利用承認通知書（別記第二号様式）を、許可をしなかつたとき又は条例第五条第二項の規定により許可を取り消し、若しくは

展示室等の使用の停止を命じたときは展示室等利用不承認（取消・停止）通知書（別記第三号様式）を交付するものとする。

（遵守事項）

第五条 条例第八条第一項第三号の知事が指示する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 美術品等（知事が認めたものを除く。）に触れないこと。
- 二 美術品等の近くでインク等を使用しないこと。
- 三 所定の場所以外で喫煙又は飲食を行わないこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認めて指示する事項

（模写等の許可）

第六条 美術品等の模写、模造、撮影その他これらに類する行為（以下「模写等」という。）をしようとする者は、美術品等模写等許可申請書（別記第四号様式）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。次条第二項の規定により美術品等の貸出しを受けた者が当該美術品等の模写等をしようとする場合についても、同様とする。

2 知事は、前項の許可をしたときは、美術品等模写等許可書（別記第五号様式）を当該申請者に交付するものとする。

（美術品等の貸出し等）

第七条 知事は、美術品等（寄託を受けたものを除く。以下次条から第十条までにおいて同じ。）を、国立の美術館、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）に基づく美術館その他これらに準ずると認められるもの（以下「美術館等」という。）に貸し出すことができる。

2 前項の規定による貸出しを受けようとする者は、美術品等貸出許可申請書（別記第六号様式）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

3 知事は、前項の許可をしたときは、美術品等貸出台帳（別記第七号様式）に登載し、美術品等貸出許可書（別記第八号様式）を当該申請者に交付するものとする。

（貸出期間）

第八条 美術品等の貸出期間は、三十日以内とする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 知事は、必要があると認めるときは、貸出期間中であっても、当該美術品等の返還を求めることができる。

（貸出しを受けた美術館等の遵守義務）

第九条 第七条第二項の許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 当該美術品等が滅失し、又は毀損したときは、当該美術品等を原状に回復し、及びそれによって生じた損害を賠償すること。
- 二 当該美術品等の運搬及び維持管理に要する経費を負担すること。
- 三 第七条第二項の許可に係る利用の目的又は利用の場所を変更しないこと。
- 四 貸出期間満了の日までに指定された場所に返納すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が指示する事項

(借用書の提出)

第十条 第七条第二項の許可を受けた者は、当該美術品等の引渡しを受ける際、美術品等借用書(別記第九号様式)を知事に提出しなければならない。

(寄託及び寄贈)

第十一条 知事は、美術品等の所有者又は権原に基づく占有者から、別に定めるところにより、寄託又は寄贈を受けることができる。

(岐阜県美術館協議会)

第十二条 岐阜県美術館協議会の庶務は、美術館において処理する。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、美術館の管理運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和二年一月一日から施行する。
- 2 令和元年度における第二条第二号の規定の適用については、同号中「一月四日」とあるのは、「一月三日」とする。

別記

第1号様式（第4条関係）

展示室等利用申込書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

代表者

連絡先 局 番

展示室等を利用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

利 用 施 設			
利 用 日 時	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで	日間 時間
利 用 目 的	展 覧 会 等 名 称	利用責任者	
	内 容	洋画、日本画、工芸、その他 ()	
造作物設置の有 無	有 ・ 無	推定入場人員	人
入場料等の有無	有 ・ 無		円
使 用 料			円
その他	1 展示室等の利用の承認が取り消された場合又はその利用の停止を命ぜられた場合には、直ちにこれらに従い、損害賠償の請求等一切の行為を行いません。 2 準備及び撤去については、利用者の責任において速やかに行います。		

展示室等利用承認通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

印

年 月 日付けの申込みについては、下記のとおり承認します。

記

利用施設					
利用日時		年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで	日間時間	
利用目的	展覧会等名 称				利用責任者
	内 容	洋画、日本画、工芸、その他（ ）			
造作物設置の有無	有 ・ 無	予定入場人員	人		
入場料等の有無	有 ・ 無				円
使 用 料					円
承認の条件					
教 示		<p>1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>			

注 利用する日にこの承認通知書を係員に提示してください。

展示室等利用不承認（取消・停止）通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事 印

年 月 日付けの申込み（承認・承認に係る展示室等）については、下記により承認できません（その承認を取り消します・その展示室等の利用の停止を命じます）ので通知します。

記

承認の年月日及び番号	
不承認の 取消しの 利用停止	理由
教 示	<p>1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>

美術品等模写等許可申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

代表者

連絡先 局 番

美術品等の模写等をしたいので、下記のとおり申請します。

記

行為の内容	模写・模造・撮影・その他（ ）			
目的又は用途				
利用期間	年 月 日 時 分から〔 日間〕 年 月 日 時 分まで〔 時間〕			
利用場所				
利用する 美術品等	種別	名 称	数 量	備 考
その他参考事項				

美術品等模写等許可書

第 年 月 号
日

様

岐阜県知事

印

年 月 日付けの申請については、下記のとおり許可します。

記

行為の内容	模写・模造・撮影・その他 ()			
目的又は用途				
利用期間	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで	日間 時間	
利用場所				
利用する美術品等	種別	名称	数量	備考
許可の条件等				
教 示	<p>1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>			

- 注 1 模写等の際この許可書を係員に提示してください。
2 利用期間中この許可書を携帯してください。

美術品等貸出許可申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

代表者

㊟

連絡先

局

番

美術品等の貸出しを受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 貸出しを受ける美術品等

種 別	名 称	数 量	備 考

2 利用の目的

3 利用の場所

4 貸出期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 運搬方法

6 取扱責任者

美術品等貸出台帳

番号	種別	名称	数量	貸出先		貸出		貸出 期限	返納		備考
				住所	氏名	年月日	取扱 者印		年月日	取扱 者印	
							
							
							
							
							
							
							
							

美術品等貸出許可書

第 年 月 日 号

様

岐阜県知事

印

年 月 日付けの申請については、下記のとおり許可します。

記

1 貸出美術品等

種 別	名 称	数 量	備 考

2 利用の目的

3 利用の場所

4 貸出期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 その他（条件等）

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

美術品等借用書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

代表者 ㊟

連絡先 局 番

下記の美術品等を確かに借用いたしました。

記

1 美術品等

種 別	名 称	数 量	備 考

2 借用期間 年 月 日から 年 月 日まで

岐阜県現代陶芸美術館管理規則をここに公布する。

令和 年 月 日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第 号

岐阜県現代陶芸美術館管理規則

(総則)

第一条 この規則は、岐阜県現代陶芸美術館条例（平成十三年岐阜県条例第三十七号。以下「条例」という。）第十条の規定に基づき、岐阜県現代陶芸美術館（以下「美術館」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第二条 美術館の休館日は、次のとおりとする。

- 一 月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日（以下この号において「休日」という。）である場合には、当該月曜日後の最初の休日でない日）
- 二 十二月二十九日から翌年一月三日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、その旨を美術館の掲示場に掲示しなければならない。

(開館時間)

第三条 美術館の開館時間は、午前十時から午後六時までとする。ただし、展示室へ入室することができるのは、午前十時から午後五時三十分までの間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、開館時間を変更し、又は入室を制限することができる。

(遵守事項)

第四条 条例第五条第一項第三号の知事が指示する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 美術品等（知事が認めたものを除く。）に触れないこと。
- 二 美術品等の近くでインク等を使用しないこと。
- 三 所定の場所以外で喫煙又は飲食を行わないこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認めて指示する事項

(撮影等の許可)

第五条 美術品等の撮影、模写、模造その他これらに類する行為（以下「撮影等」という。）をしようとする者は、美術品等撮影等許可申請書（別記第一号様式）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。次条第二項の規定により美術品等の貸出しを受けた者が当該美術品等の撮影等をしようとする場合についても、同様とする。

2 知事は、前項の許可をしたときは、美術品等撮影等許可書（別記第二号様式）を当該申請者に交付するものとする。

(美術品等の貸出し等)

第六条 知事は、美術品等（寄託を受けたものを除く。以下次条から第九条までにおいて同じ。）を、国立の美術館、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）に基づく美術館その他これらに準ずると認められるもの（以下「美術館等」という。）に貸し出すことができる。

2 前項の規定による貸出しを受けようとする者は、美術品等貸出許可申請書（別記第三号様式）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

3 知事は、前項の許可をしたときは、美術品等貸出台帳（別記第四号様式）に登載し、美術品等貸出許可書（別記第五号様式）を当該申請者に交付するものとする。

(貸出期間)

第七条 美術品等の貸出期間は、六十日以内とする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 知事は、必要があると認めるときは、貸出期間中であつても、当該美術品等の返還を求めることができる。

(貸出しを受けた美術館等の遵守義務)

第八条 第六条第二項の許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 当該美術品等が滅失し、又は毀損したときは、当該美術品等を原状に回復し、及びそれによつて生じた損害を賠償すること。

二 当該美術品等の運搬及び維持管理に要する経費を負担すること。

三 第六条第二項の許可に係る利用の目的又は利用の場所を変更しないこと。

四 貸出期間満了の日までに指定された場所に返納すること。

五 前各号に掲げるもののほか、知事が指示する事項

(借用書の提出)

第九条 第六条第二項の許可を受けた者は、当該美術品等の引渡しを受ける際、美術品

等借用書（別記第六号様式）を知事に提出しなければならない。

（寄託及び寄贈）

第十条 知事は、美術品等の所有者又は権原に基づき占有者から、別に定めるところにより、寄託又は寄贈を受けることができる。

（岐阜県現代陶芸美術館協議会）

第十一条 岐阜県現代陶芸美術館協議会の庶務は、美術館において処理する。

（委任）

第十二条 この規則に定めるもののほか、美術館の管理運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和二年一月一日から施行する。

別記

第1号様式(第5条関係)

美術品等撮影等許可申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

代表者

連絡先 局 番

美術品等の撮影等をしたいため、下記のとおり申請します。

記

行為の内容	撮影・模写・模造・その他 ()			
目的又は用途				
利用期間	年 月 日 時 分から (日間) 年 月 日 時 分まで (時間)			
利用場所				
利用する 美術品等	種 別	名 称	数 量	備 考
その他参考事項				

美術品等撮影等許可書

第 年 月 日 号

様

岐阜県知事

印

年 月 日付けの申請については、下記のとおり許可します。

記

行為の内容	撮影・模写・模造・その他（ ）			
目的又は用途				
利用期間	年 月 日 時 分から [日間] 年 月 日 時 分まで [時間]			
利用場所				
利用する美術品等	種別	名称	数量	備考
許可の条件等				
教示	<p>1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>			

注 1 撮影等の際この許可書を係員に提示してください。

2 利用期間中この許可書を携帯してください。

美術品等貸出許可申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

代表者

印

連絡先 局 番

美術品等の貸出しを受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 貸出しを受ける美術品等

種 別	名 称	数 量	備 考

2 利用の目的

3 利用の場所

4 貸出期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 運搬方法

6 取扱責任者

美術品等貸出台帳

番号	種別	名称	数量	貸出先		貸出		貸出 期限	返納		備考
				住所	氏名	年月 日	取扱 者印		年月 日	取扱 者印	
							
							
							
							
							
							
							

美術品等貸出許可書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事 印

年 月 日付けの申請については、下記のとおり許可します。

記

1 貸出美術品等

種 別	名 称	数 量	備 考

2 利用の目的

3 利用の場所

4 貸出期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 その他(条件等)

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

美術品等借用書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

代表者



連絡先 局 番

下記の美術品等を確かに借用いたしました。

記

1 美術品等

種 別	名 称	数 量	備 考

2 借用期間 年 月 日から 年 月 日まで

岐阜県図書館管理規則をここに公布する。

令和 年 月 日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第 号

岐阜県図書館管理規則

(総則)

第一条 この規則は、岐阜県図書館条例（平成二十三年岐阜県条例第四十号。以下「条例」という。）第十三条の規定に基づき、岐阜県図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第二条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- 一 月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合には、当該月曜日後の最初の休日でない日）
 - 二 十二月二十八日から翌年一月四日まで
 - 三 十二月を除く毎月の最終の金曜日（当該金曜日が休日である場合には、その前日）
 - 四 図書館資料の点検に必要な期間として毎年一回おおむね十日で知事が定める期間
- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、その旨を図書館の掲示場に掲示しなければならない。

(開館時間)

第三条 図書館の開館時間は、午前十時から午後八時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び休日にあつては、午前十時から午後六時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、開館時間を変更し、又は入館を制限することができる。

(図書館資料の利用等)

第四条 図書館資料の利用者は、この規則及び利用規程を守らなければならない。

- 2 前項の利用規程は、知事が別に定める。

第五条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、知事の定めるところにより、所定

の手續を経なければならない。

(読書活動支援資料)

第六条 県民の読書活動の普及促進を図るため、図書館に、随時館外貸出しを行う読書活動支援資料を置く。

2 前項の貸出しは、官公署、学校、他の図書館、公民館、社会教育関係団体又はこれらに類する団体の長からの申請に基づき知事が適当と認める場合に行うものとする。

3 前条の規定は、第一項の貸出しについて準用する。

(使用許可の申請等)

第七条 条例第二条第一項の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、利用申込書(別記第一号様式)二通を知事に提出しなければならない。

2 前項の利用申込書は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める日(その日が第二条に規定する休館日である場合には、その翌日。以下同じ。)から提出することができる。ただし、第一号に掲げる施設を国際的、全国的又は全県的な会議、催し物等に使用する場合その他知事が必要と認める場合は、当該各号に定める日前から提出することができる。

一 多目的ホール、多目的小ホール及び企画展示室を使用する場合 使用を開始しようとする日の属する月の十二月前の月の初日

二 研修室及び特別会議室を使用する場合 使用を開始しようとする日の属する月の三月前の月の初日

三 前号に掲げる施設を第一号に掲げる施設と併せて使用する場合 使用を開始しようとする日の属する月の十二月前の月の初日

3 知事は、使用許可をしたときは、第一項の規定により提出された利用申込書の一通に承認済の印(別記第二号様式)を押印したものを当該申請者に交付するものとする。

4 知事は、条例第二条第二項の規定により許可をしなかつたとき又は条例第三条第二項の規定により許可を取り消し、若しくは研修室等の使用の停止を命じたときは、利用不承認(取消・停止)通知書(別記第三号様式)を当該申請者に交付するものとする。

(使用許可の変更申請等)

第八条 使用許可を受けた者は、当該使用許可に係る事項を変更しようとするときは、利用承認変更申込書(別記第四号様式)二通を知事に提出しなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による利用承認変更申込書の提出があ

つた場合について準用する。

(損害賠償)

第九条 図書館の利用者が施設、設備、図書館資料等を故意又は過失により毀損し、汚損し、又は亡失したときは、その損害を賠償させることができる。

2 前項の規定による損害賠償に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(入館又は貸出しの禁止)

第十条 知事は、条例若しくは条例に基づく規則に違反し、若しくは知事の指示に従わない者の入館又はその者への図書館資料の貸出しを禁止することができる。

(岐阜県図書館協議会)

第十一条 岐阜県図書館協議会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第十二条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和二年一月一日から施行する。

別記
第1号様式（第7条関係）

利 用 申 込 書

年 月 日

岐阜県知事 様

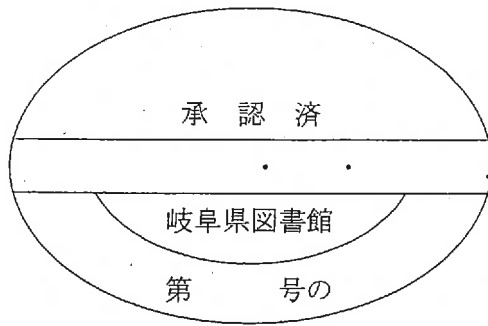
申込者 住所
氏名
(申込者が団体の場合) 団体名及び代表者名
ふりがな
担当者名
電 話 ()

下記のとおり施設の利用を申し込みます。

記

利 用 施 設			
利 用 の 日 時		年 月 日 時 分から	〔 日間 時間 〕
		年 月 日 時 分まで	
利 用 目 的	研 修 会 等 名 称	利 用 責 任 者	
	内 容		
造作物設置の有無		有・無	予 定 利 用 (入場) 人員 人
入場料等の有無		有・無	円
使 用 料		円	
そ の 他		1 研修室等の利用の承認が取り消された場合又はその利用の停止を命ぜられた場合には、直ちにこれに従い、損害賠償の請求等一切の求償行為を行いません。 2 準備及び撤去については、利用者の責任において速やかに行います。	

第2号様式（第7条関係）



第3号様式（第7条関係）

利用不承認（取消・停止）通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事 印

年 月 日付けで申込みのあった（承認をした）施設の利用は、下記のとおり承認できません（利用承認を取り消した・利用の停止を命じます）ので通知します。

記

承認の年月日及び番号	
承認しない 取消しの 利用停止の } 理由	
教 示	<p>1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>

第4号様式（第8条関係）

利用承認変更申込書

年 月 日

岐阜県知事 様

申込者 住所

氏名

（申込者が団体の場合）団体名及び代表者名

ふりがな

担当者名 電話 ()

年 月 日付け 第 号で承認を受けた施設の利用について、下記のとおり変更の申込みをします。

記

利 用 施 設			
利 用 の 日 時		年 月 日 時 分から	〔 日間 〕 時間
		年 月 日 時 分まで	
利 用 目 的	研 修 会 等 の 名 称	利 用 責 任 者	
	内 容		
使 用 料		円	
変 更 の 理 由			
備 考			

※添付書類 承認済の印が押印された利用申込書

岐阜県博物館管理規則をここに公布する。

令和 年 月 日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第 号

岐阜県博物館管理規則

(総則)

第一条 この規則は、岐阜県博物館条例(昭和五十一年岐阜県条例第八号。以下「条例」という。)第十一条の規定に基づき、岐阜県博物館(以下「博物館」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第二条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

- 一 月曜日(当該月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日(以下この号において「休日」という。)である場合には、当該月曜日後の最初の休日でない日)
- 二 十二月二十九日から翌年一月三日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、その旨を博物館の掲示場に掲示しなければならない。

(開館時間)

第三条 博物館の開館時間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、午後四時以後は、入館することができない。

期 間	開 館 時 間
四月一日から十月三十一日まで	午前九時から午後四時三十分まで
十一月一日から翌年三月三十一日まで	午前九時三十分から午後四時三十分まで

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、開館時間を変更し、又は入館を制限することができる。

(施設の利用等)

第四条 博物館資料（以下「資料」という。）の展示施設その他の施設は、自然展示室

- I、自然展示室II、人文展示室、企画展示室、特別展示室、みんなの部屋、図書資料室、マイミュージアムギャラリー、県博ホール、講堂、研修室、館外展示施設（自然観察のこみち）及び旧徳山村民家とする。
- 2 条例第七条第一項の規則で定める施設又は設備は、特別展示室、マイミュージアムギャラリー、県博ホール、講堂及び研修室又はこれらの附属設備とする。
- 3 前項に規定する施設又は設備を使用しようとする者は、あらかじめ、博物館利用申込書（別記第一号様式）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の許可をしたときは博物館利用承認通知書（別記第二号様式）を、許可をしなかったとき又は条例第八条第二項の規定により許可を取り消し、若しくは使用の停止を命じたときは博物館利用不承認（取消・停止）通知書（別記第三号様式）を交付するものとする。

（資料の貸出し等）

第五条 資料の館外貸出しは、行わない。ただし、知事が適当と認めるものについては、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により資料の館外貸出しを受けようとする者は、博物館資料貸出許可申請書（別記第四号様式）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の許可に管理上必要な条件を付することができる。
- 4 資料の貸出期間は、三十日以内とする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、これを延長することができる。
- 5 知事は、第二項の許可をしたときは、博物館資料貸出台帳（別記第五号様式）に記載し、博物館資料貸出許可書（別記第六号様式）を当該申請者に交付するものとする。
- 6 知事は、第二項の許可を受けた者が虚偽の申請により許可を受けたとき、又は許可条件に従わないときは、当該許可を取り消すことができる。

（資料の特別利用）

第六条 学術上の調査研究等のため資料の撮影、模写、複製、模造等の行為をしようとする者は、博物館資料特別利用許可申請書（別記第七号様式）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該資料が第九条又は第十条の規定により寄託を受けた資料（以下「寄託資料」という。）であるときは、当該寄託資料を寄託した者の承諾書を申請書に添付しなければならない。

- 2 知事は、前項の許可をしたときは、博物館資料特別利用許可書（別記第八号様式）

を当該申請者に交付するものとする。

3 前条第三項及び第六項の規定は、第二項の許可について準用する。

(損害賠償)

第七条 入館者及び資料を利用する者が資料、施設、設備等を故意又は過失により毀損し、汚損し、又は亡失したときは、その損害を賠償させることができる。

2 前項の規定による損害賠償に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(資料の寄附)

第八条 博物館に資料を寄附しようとする者は、資料寄附申込書（別記第九号様式）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により寄附申込みのあったものについて受納すべきか否かについて決定し、受納と決定した資料の引渡しを受けたときは、寄附資料受納書（別記第十号様式）を寄附者に交付するものとする。この場合において、受納した資料は、速やかに整理分類を行った上、寄附資料台帳（別記第十一号様式）に登載するものとする。

3 寄附を受けた資料には、寄附者の氏名及び寄附年月日を記して、永くその芳志を伝えるものとする。

4 知事は、前三項の手續について管理上必要がないと認めるときは、その全部又は一部を省略することができる。

(資料の寄託等)

第九条 知事は、博物館の展示、調査研究等の資料とするため、その所有者又は権原に基づく占有者（以下この項において「所有者等」という。）に依頼して資料の寄託を受ける場合には、所有者等との間において寄託期間、寄託条件等を内容とした資料寄託契約（権原に基づく占有者との契約については、当該契約についても権限のある者との契約に限る。）を締結し、契約書を交換するものとする。ただし、知事及び所有者等との協議により、資料寄託書（別記第十二号様式）及び資料保管書（別記第十三号様式）の交換をもって当該契約書の交換に代えることができるものとする。

第十条 知事の依頼によらないで博物館に資料を寄託しようとする者は、資料寄託申請書（別記第十四号様式）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

2 知事は、前項の承認をし、寄託を受けたときは、資料保管書を申請者に交付するものとする。

3 第五条第三項の規定は、第二項の承認について準用する。

第十一条 寄託資料は、寄託資料台帳（別記第十五号様式）に登載の上、博物館所有の資料と同様の取扱いをするものとする。

2 博物館は、博物館の管理上の都合又は寄託期間の定めのない寄託資料の寄託者からの申出により、寄託資料を返還することができる。

（岐阜県博物館協議会）

第十二条 岐阜県博物館協議会の庶務は、博物館において処理する。

（委任）

第十三条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和二年一月一日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

博物館利用申込書

年 月 日

岐阜県知事 様

申込者 住 所（所在地）
氏 名（名称及び代表者名）

下記のとおり施設等を利用したいので申し込みます。

記

利用の目的 (行事等の名称)	
利用施設等の名称	
利用の日時	年 月 日 午前 時 分から (日間) 年 月 日 午後 時 分まで
準備及び撤去のための利用日時	
利用方法 (利用内容)	
利用予定者数 (推定入場者数)	
利用者(団体)名 及び利用責任者名	(電話 局 番)
共催者名 (後援者名)	
その他	1 承認の取消し・利用の停止を命ぜられた場合には、直ちにこれに従い、損害賠償の請求等一切の求償行為を行いません。 2 準備及び撤去は、利用者の責任において速やかに行います。

博物館利用承認通知書

第 年 月 日 号

様

岐阜県知事 印

年 月 日付けの申込みについては、下記のとおり承認します。

記

利用の目的 (行事等の名称)	
利用施設等の名称	
利用の日時	年 月 日 午前 時 分から (日間) 年 月 日 午前 時 分まで
準備及び撤去のための利用日時	
利用方法 (利用内容)	
利用者(団体)名 及び利用責任者名	(電話 局 番)
共催者名 (後援者名)	
承認の条件	
教 示	<p>1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>

注 利用当日にこの承認通知書を係員に提示してください。

博物館利用不承認（取消・停止）通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事 印

年 月 日付けの申込み（承認・承認に係る施設等）については、下記のとおり承認できません（その承認を取り消します・その施設等の利用の停止を命じます）ので通知します。

記

承認の年月日及び番号	
不承認の 取消しの 利用停止	理由
教 示	<p>1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>

博物館資料貸出許可申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 住 所
氏 名

㊟

博物館資料の館外貸出しを受けたいので下記のとおり申請します。

記

使用目的			
使用期間	年	月	日から (日間) 日まで
使用場所			
貸出資料	品 名	数 量	備 考
輸送方法			
資料取扱責任者名			

博物館資料貸出台帳

番号	資料名	数量	貸出先		貸出		貸出 期限	返納		備考
			氏名	住所	年月日	取扱 者印		年月日	取扱 者印	
						
						
						
						

博物館資料貸出許可書

第 年 月 日 号

様

岐阜県知事 印

年 月 日付けの申請については、下記のとおり許可します。

記

使用目的			
貸出期間	年	月	日から 日まで (日間)
使用場所			
貸出資料	品名	数量	備考
許可条件等			
教示	<p>1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>		

注 資料の貸出しを受けるときは、借用書を提出してください。

博物館資料特別利用許可申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 住 所
氏 名

㊟

博物館資料の特別利用をしたいので下記のとおり申請します。

記

利 用 目 的 又 は 用 途			
利 用 期 間	年	月	日から 日まで (日間)
利 用 場 所			
利 用 資 料	品 名	数 量	備 考
その他参考事項			

博物館資料特別利用許可書

第 年 月 日

様

岐阜県知事 印

年 月 日付けの申請については、下記のとおり許可します。

記

利用目的 又は用途			
利用期間	年	月	日から (日間) 日まで
利用場所			
利用資料	品名	数量	備考
許可条件等			
教示	<p>1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>		

- 注 1 この許可書は、資料利用の際、係員に提示してください。
 2 この許可書は、利用期間中携帯してください。

資 料 寄 附 申 込 書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
寄附申込者 氏 名
職 業

下記の資料を博物館資料として寄附したいので申し込みます。

記

1 資 料

品 名	数 量	形 状	備 考

2 寄附しようとする目的

3 その他(寄附条件等)

寄 附 資 料 受 納 書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事 印

年 月 日付けで寄附申込みのあった下記の資料を受納します。

記

1 資 料

品 名	数 量	形 状	備 考

2 受納日 年 月 日

3 場 所

4 受納取扱者職氏名

寄 附 資 料 台 帳

番号	年月日	資料名	数量	資料に 関する 諸事項	寄 附 者			時 価 見積額	取扱 者印	分 類		
					氏 名	住 所	職 業					
	・ ・											
	・ ・											
	・ ・											
	・ ・											
	・ ・											
	・ ・											
	・ ・											
	・ ・											

資 料 寄 託 書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名



下記のとおり資料を博物館へ寄託することを承諾します。

記

1 資 料

品 名	数 量	形 状	資料所有（管理） 者名等

2 寄託期間

年 月 日から

年 月 日まで

3 寄託の条件等

資 料 保 管 書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事 印

年 月 日付けで寄託承諾(申請)のあった下記の資料を預ります。

記

1 資 料

品 名	数 量	形 状	資料所有(管理)者名等

2 保管期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 保管の条件等

取扱者 職氏名印	
-------------	--

注 寄託資料の返還は、本書と引換えに行いますので、大切に保管ください。

資料寄託申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 住 所
氏 名

㊦

博物館に資料を寄託したいので下記のとおり申請します。

記

1 資 料

品 名	数 量	形 状	資料所有(管理)者名等

2 寄託期間

年 月 日から

年 月 日まで

3 寄託の条件等

寄託資料は、博物館所有の資料と同様の取扱いをされても異議ありません。

第15号様式(第11条関係)

寄託資料台帳

番号	資料名	数量	寄託者		受入		寄託 期限	分類			返還	
			氏名	住所	年月日	取扱 者印					年月日	取扱 者印
						・					・	
						・					・	
						・					・	
						・					・	
						・					・	

岐阜県高山陣屋管理規則をここに公布する。

令和 年 月 日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第 号

岐阜県高山陣屋管理規則

(総則)

第一条 この規則は、岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例（昭和三十六年岐阜県条例第四号）第四条の規定に基づき、岐阜県高山陣屋（以下「陣屋」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(休場日)

第二条 陣屋の休場日は、十二月二十九日から翌年一月三日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、臨時に休場し、又は開場することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、その旨を公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

(開場時間)

第三条 陣屋の開場時間は、次の表に掲げるとおりとする。

期 間	開 場 時 間
四月一日から十月三十一日まで	午前八時四十五分から午後五時まで
十一月一日から翌年三月三十一日まで	午前八時四十五分から午後四時三十分まで

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、開場時間を変更し、又は入場を制限することができる。

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、陣屋の管理運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和二年一月一日から施行する。